

合葬墓地へ納骨するまでの流れ

樹木型合葬墓地の場合

使用者

市

随時

納骨の際は、事前予約が必要です。
納骨希望日(焼骨の引渡日)が決まりましたら、市環境政策課
(TEL0294-72-3111)までお電話ください。

～前日

骨壺に入っている焼骨を、収骨袋に移してください。
※収骨袋は市が配付いたします。
※焼骨を収骨袋に移す作業は、市は行いません。

引渡日当日
～故人様とのお別れ～

予約した時間に下記①～③を持参の上、樹木型合葬墓地の参拝
所へお越しください。

- ① 焼骨(収骨袋に移したもの)
- ② 合葬墓地使用許可証

納骨を担当する者(市の委託業者)へ、①及び②をお渡しください。
※②は、氏名等を確認した後、ご返却いたします。

ここで故人様と最後のお別れになります。
この場で埋蔵作業は行いません。

毎月
～納骨～

お預かりした焼骨は、毎月1～5日に埋蔵いたします。
※納骨は、市の委託業者が行います。
※立会いはできません。
※埋蔵する日は、天候によって前後する場合があります。なお、埋蔵日
について使用者等へ通知はいたしません。



注意事項等

1. 合葬墓地へ納骨できるのは、合葬墓地使用許可証に記載された焼骨のみです。
2. 焼骨の引渡しが済みましたら、合葬墓地使用許可証と火葬許可証(または改葬許可証)をお持ちのうえ、市環境政策課までお越しください。(予約後であれば、引渡し前でも構いません)
3. 埋蔵区画内でのお参りはできません。参拝所がありますので、そちらでお参りください。なお、塔婆や供え物などはお持ち帰りください。
4. 市では供養などは行いません。
5. 樹木型合葬墓地に納骨した焼骨は、返還しません。